る場合であって、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ホ　法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を調達期間から除く。

ヘ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

ト　法第十条第一項の変更の認定（太陽電池の合計出力を増加させる変更であって当該増加が三キロワット以上であるもの又は当該合計出力を三パーセント以上増加させるもの（当該設備の出力を増加させる場合を除く。）に限る。）を受けた場合には、増設等に係る部分以外に適用する調達価格及び解体等積立基準額は、当該変更の認定前に当該設備に従前適用されていた調達価格及び解体等積立基準額とし、当該増設等に係る部分に適用する調達価格及び解体等積立基準額は、調達価格の欄に掲げる価格及び解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

37　認定発電設備と一般送配電事業者等が維持し、及び運用する電線路とを電気的に接続するための工事の申込みの内容を記載した書面（当該設備について第一号に掲げる要件を満たしており、当該書面を受領することにより一般送配電事業者等が自らの意思のみに基づいて当該電気的な接続の予定日を決定することができる状態にあるものに限る。以下「系統連系工事着工申込書」という。）の当該一般送配電事業者等による受領（以下「系統連系工事着工申込みの受領」という。）の日が第二号に掲げる期間に属する場合における太陽光発電設備（その出力が十キロワット以上のものであって、みなし認定事業者に係るもののうち、平成二十九年三月三十一日以前に旧認定を受け、平成二十八年七月三十一日以前に当該設備に係る接続契約が締結されたものに限る。次項から第四十四項までにおいて同じ。）（第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで及び前二項に掲げるものを除く。）については、第一項から第五項までの規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第七項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「平成三十年三月三十一日まで」とあるのは「令和二年三月三十一日まで」と、同項第二号イ⑴中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」とする。

一・二　（略）

38　系統連系工事着工申込みの受領の日が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項に掲げるものを除く。）については、

34　認定発電設備と一般送配電事業者等が維持し、及び運用する電線路とを電気的に接続するための工事の申込みの内容を記載した書面（当該設備について第一号に掲げる要件を満たしており、当該書面を受領することにより一般送配電事業者等が自らの意思のみに基づいて当該電気的な接続の予定日を決定することができる状態にあるものに限る。以下「系統連系工事着工申込書」という。）の当該一般送配電事業者等による受領（以下「系統連系工事着工申込みの受領」という。）の日が第二号に掲げる期間に属する場合における太陽光発電設備（その出力が十キロワット以上のものであって、みなし認定事業者に係るもののうち、平成二十九年三月三十一日以前に旧認定を受け、平成二十八年七月三十一日以前に当該設備に係る接続契約が締結されたものに限る。次項から第四十項までにおいて同じ。）（第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び第三十項から前項までに掲げるものを除く。）については、第一項から第五項までの規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第七項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「平成三十年三月三十一日まで」とあるのは「令和二年三月三十一日まで」と、同項第二号イ⑴中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」とする。

一・二　（略）

35　系統連系工事着工申込みの受領の日が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び第三十項から第三十三項までに掲げるものを除く。）については、第一項から第五項まで、第